



『第1領域 人間と社会』『社会の理解』のうち 『障害福祉』

1. 障害者支援制度のこれまでの流れ

障害者総合支援法

変化のまとめ



2000年	社会福祉基礎構造改革	福祉業界全体で… ⇒ 行政がサービス利用を決定する 『措置』制度から 利用者がサービス利用を決定する 『契約』制度へ変化
2003年	支援費制度	○ 身体障害者、知的障害者、障害児を対象に、 障害者自身が事業者にサービス利用を 申し込む『契約』制度に変化 ○ 地域ごとにサービスの格差が大きい、 財源確保が難しいと言って指摘された
2005年	障害者自立支援法	○ 身体・知的・精神障害に関わらず、 提供するサービスを一元化した ○ 利用者負担を ⇒ 利用者の所得に応じた料金を負担する 『応能負担』 ⇒ サービス内容に応じた料金を負担する 『応益負担』 に変更した
2010年	障害者自立支援法改正	○ 障害者の範囲に、発達障害も含めた ○ 利用者負担を『応能負担』に戻した
2013年	障害者総合支援法	障害者の範囲に、「難病患者」が 含まれるようになった
2014年	障害者総合支援法改正	障害の区分を、障害の程度がどれくらい 重いのか？から、どの程度サポートが 必要か？という『障害支援区分』に変更
2016年	障害者総合支援法改正	○ 地域生活を営むことができるようにするために 支援の充実、高齢障害者による 介護サービスの円滑利用を促進する ○ 就労定着支援、自立生活援助なども創設された

◎『障害者総合支援法』の概要

目的

- ✓ 障害者や障害児が『個人としての尊厳』にふさわしい日常・社会生活を営めるように、必要な給付や支援を『総合的に』行う
- ✓ 障害に関わらず、安心して暮らせる『地域社会の実現』を目指す

基本理念

- ✓ 障害の有無にかかわらず、人格・個性を尊重し合い、『共生する社会』を実現する
- ✓ 全ての障害者と障害児が身近な場所で、必要な支援を受け、社会参加の機会が確保され、社会的障壁の除去を行うために、支援を『総合的かつ計画的に』行う

障害者の範囲

- ✓ 18歳未満は、障害児の区分に振り分けられる
- ✓ 身体障害 ⇨ 身体障害者福祉法に定義があり

- ・視覚障害
- ・聴覚・並行機能の障害
- ・音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害
- ・肢体不自由
- ・心臓、腎臓または呼吸器の機能障害
- ・その他政令で定める障害

のいずれかの障害がある 18歳以上の方で、
都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの

- ✓ 知的障害 ⇨ 定義はないが、知的障害児(者)基礎調査における定義が参照される



発達期に現れ、日常生活に支障が生じ、
援助が必要とされるもの

このうち、18歳以上の方

✓ 精神障害 ⇨ 精神保健福祉法に定義があり

- ・統合失調症
- ・精神作用物質による急性中毒・依存症
- ・知定期障害
- ・精神病質
- ・その他精神疾患を有するもの

このうち、18歳以上の方

✓ 発達障害 ⇨ 発達障害者支援法に定義がある

⇨ 発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの

このうち、18歳以上の方

✓ 難病患者 ⇨ 治療法が確立していない疾病などで、政令で難病と指定される方のうち 18歳以上の方

精神保健福祉法 変化のまとめ

1950年	精神衛生法	○各都道府県に公立の精神病院を設置 ○各都道府県に精神衛生相談所を作らせた
1987年	精神保健法	○精神障害者の人権擁護、社会復帰の促進が掲げられた ○任意入院制度(本人の意思による入院)が導入された
1995年	精神保健福祉法	○『<u>精神障害者保健福祉手帳制度</u>』が導入された (自立と社会経済活動への参加を促すもの)

障害者基本法 変化のまとめ

1970年	心身障害者対策基本法	身体障害者、精神障害者を対象とした法律
1993年	障害者基本法	○精神障害者もこの障害者の範囲に含まれた ○政府に障害者基本計画の策定を義務付けた
1994年	障害者基本法改正	障害者に対する差別禁止の理念が盛り込まれた

障害者基本計画

変遷



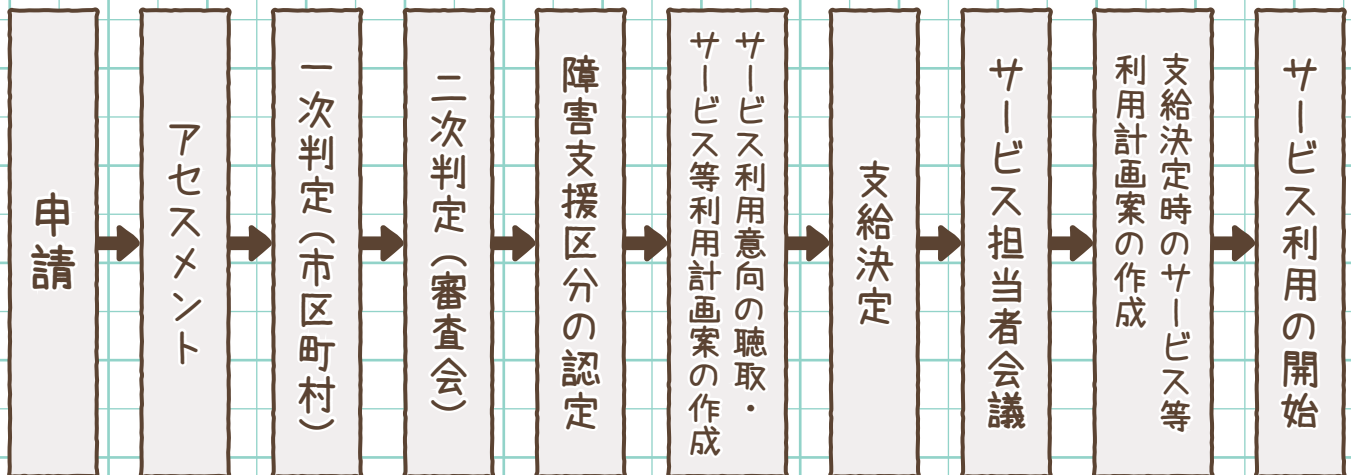
1982年	障害者対策に関する長期計画	『国連障害者の十年』の国内行動計画として策定された
1993年	障害者対策に関する新長期計画	上記計画の後継計画であり、 <u>障害者基本法</u> に基づく計画
2003年	新障害者基本計画	『ノーマライゼーション』『リハビリテーション』の理念や、『 <u>完全参加と平等</u> 』の目標が受け継がれた
2013年	障害者基本計画（第3次）	共生社会の実現を目指し、自己実現の支援と社会参加を制約している障壁を除くことが目的
2018年	障害者基本計画（第4次）	共生社会の実現に向けて、障害者が自己決定に基づいて、あらゆる社会活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とした



2. 障害福祉サービスの利用開始までの流れ

- 障害支援区分は区分1～6まであり、数字が大きいほど支援が必要

サービス利用までの流れ



- 申請は市町村に行います
- アセスメントでは、心身に関する調査を80項目の聞き取り調査で実施します
- 1次判定で、アセスメントの結果をコンピューターに入力し判定を出します
- 2次判定では、一次判定、医師の意見書、障害者・家族の意見に基づいて障害支援区分を決定します

3. 障害支援サービスの種類・内容

- 障害福祉には
- ①介護給付
 - ②訓練等給付
 - ③自立支援医療
 - ④補装具
 - ⑤地域生活支援事業

の大きく5種類があります

介護給付

居宅介護	名前の通り、利用者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護を行います 基本的には区分1以上の方が利用できます 身体介護を伴う通院等介助は、区分2以上などの条件があります
重度訪問介護	区分4以上で、常時介護が必要な ・重度の肢体不自由者 ・知的障害者 ・精神障害者 <u>を対象にしています</u> 居宅において、入浴・排せつ・食事の介護や、外出時の移動支援を行います
同行援護	移動が困難な視覚障害者に、外出移動をサポートします 外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います
行動援護	知的障害や精神障害によって行動が難しい人に対して、 危険を回避するために必要な援護を行います また、外出時における移動支援などを行います
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な障害者さんに居宅介護などの障害福祉サービスを 包括的に提供します <u>障害支援区分6で意思疎通が困難、などの条件を満たす人が対象です</u>
短期入所	<u>障害支援区分1以上の方で、短期間、障害者支援施設などに</u> 入所している方に提供するサービスです 入浴・排せつ・食事介助などを提供します
療養介護	医療と、常時介護を必要な方に対して、昼間に病院などで 機能訓練、療養管理などを行うものです <u>ALS患者で障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者で</u> <u>区分5以上の人などが対象となります</u>
生活介護	常時介護が必要な方に対して、昼間に、障害者支援施設などで 介護や創作活動などの機会提供を行います <u>障害者支援区分3以上の方、50歳以上の区分2以上の人、</u> <u>入所している人なら区分3以上、などの条件があります</u>
施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間に入浴、排せつ、食事などの介護を行います 生活介護を受けている人で、 <u>支援区分4以上、50歳以上では</u> <u>区分3以上の人</u> が対象となります

訓練等給付

自立訓練	自立した日常、社会生活を送れるように必要な訓練を行います ・機能訓練(身体障害者が対象で、期間は原則1年6か月) ・生活訓練(知的障害者と精神障害者が対象、期間は原則2年)があります
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方向けに、 一定期間必要な知識や能力向上のための訓練を行います
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います 必要な方には、介護サービスも提供します グループホームを退去し、一般住宅などへの移行を目指す <u>サテライト型住居</u> もある

地域生活支援事業

移動支援事業	円滑に外出できるように、ガイドヘルパーによる移動の支援を行う
地域活動支援センター	社会参加・生産的な活動などの創作的活動や生産活動の機会を提供する施設
福祉ホーム	住居を必要とする人に、低額な料金で居室などを提供し、 日常生活に必要な支援を行う

自立支援医療

○ 障害者が自立した生活を行えるように、医療費の自己負担額を軽減するサービス

- ・ 18歳以上の身体障害者を対象とする更生医療
- ・ 18歳未満の身体障害児を対象とする育成医療
- ・ 統合失調症などの疾病を持つ方が対象の、精神通院医療

⇒ この3種類について、自立支援医療費が支給されます

補装具

- 障害者の身体機能を補うものとして、長期間にわたり継続して使用する機器のことを指します
- 対象者別に、次のような補装具があります

肢体不自由

- ・ 義肢
- ・ 装具
- ・ 座位保持装置
- ・ 車椅子
- ・ 電動車いす
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助杖



18歳未満の場合 ⇨

- ・ 座位保持椅子
- ・ 規律保持具
- ・ 排便補助具
- ・ 頭部保持具



重度の肢体不自由と音声・言語障害

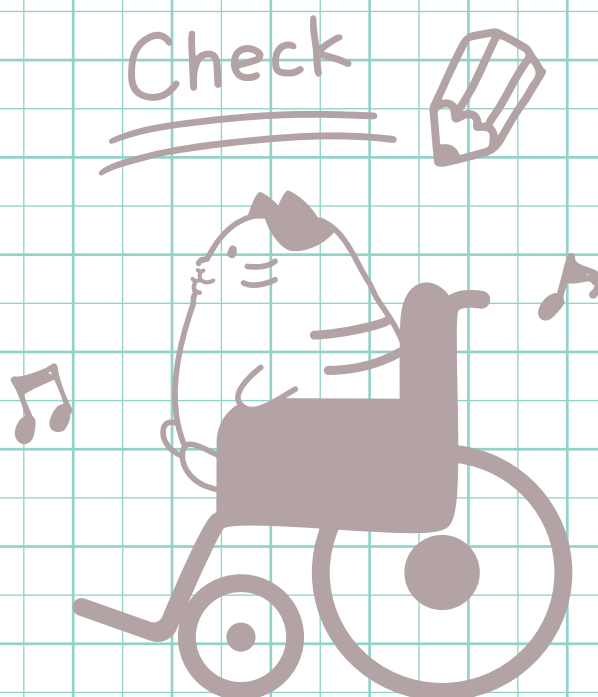
⇨ ・ 重度障害者用意思伝達装置

視覚障害

- ・ 盲人安全杖
- ・ 義眼
- ・ メガネ

聴覚障害

- ・ 補聴器



演習過去問題

問題 1 「障害者総合支援法」に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい

- 1 財源が、税方式から社会保険方式に変更された
- 2 対象となる障害者の範囲に、難病患者などが加えられた
- 3 利用者負担が応能負担から応益負担に変更された
- 4 地域包括支援センターの設置が、市町村に義務付けられた
- 5 重度肢体不自由者に対する重度訪問介護が創設された

問題 2 知的障害のあるDさん(40歳、男性)は就労移行支援事業所を利用して、現在、U株式会社に勤務している。

あるとき、就労移行支援事業所に勤務するE介護福祉職は、Dさんから、職場で上司から虐待を受けているという相談を受けた。

E介護福祉職の対応として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 我慢して職場を辞めないように助言した
- 2 警察に通報した
- 3 地域包括支援センターに報告した
- 4 Dさんの勤務先がある市町村に通報した
- 5 U株式会社に出向いて、虐待をやめるように申し入れた

問題 3 障害者基本法に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい

- 1 障害者は、自助努力によって社会的障壁を解消しなければならない
- 2 政府は「障害者基本計画」を策定しなければならない
- 3 都道府県は、将棋者政策委員会を設置しなければならない
- 4 「障害者差別解消法」の制定に伴って、差別の禁止に関する条文は削除された
- 5 基本的施策に防災及び防犯に関する記述はない

問題 1

- 1 障害者支援の財源は、社会保険方式ではなく税方式。
- 2 ☒ 対象となる障害者の範囲に難病を加えたことが大きなポイント。
- 3 原則として、所得に応じた応能負担とされています。
- 4 地域包括支援センターの設置は介護保険法によって定められています。
- 5 重度肢体不自由者は従来から重度訪問介護サービスの対象です。
障害者総合支援法では、新たに知的障害者、精神障害者も需給可能になりました。

問題 2

- 1, 2, 3, 5
- 法律には、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは、速やかに、これを市町村または都道府県に通報しなければならない、と定められています。
- 4 ☒ 通報者が不利益な扱いを受けないことも定められているので、安心して通報しましょう。

問題 3

- 1 障害者基本法の目的は障害者の自立・社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進すること！
- 2 ☒ 自立・社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に行うことは責務です。
- 3 障害者政策委員会は内閣府に置くことが定められています。
- 4 障害者基本法でも、差別の禁止を定めています。
- 5 防災及び防犯に関する必要な施策を講じなければならない、と定められています。